

奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十六号

奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例

(奈良県職員定数条例の一部改正)

第一条 奈良県職員定数条例(昭和二十四年七月奈良県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「三、二八一人」を「三、三二一人」に、「県営水道の事務部局の職員

八一人」を「県営水道の事務部局の職員
八三人」に、「二一七人」を「一七五人」に改める。

(県費負担教職員定数条例の一部改正)

第二条 県費負担教職員定数条例(昭和三十二年三月奈良県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「七千二百四十七人」を「七千二百三十人」に改める。

(奈良県立高等学校等職員定数条例の一部改正)

第三条 奈良県立高等学校等職員定数条例(昭和三十二年三月奈良県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一、九九一人」を「一、九七七人」に、「一、〇八六人」を「一、〇六一人」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。